

正誤及補遺

(上卷)

二頁 下段 十六行

アウシウセムサウ奥州戦争 (ハコダテノ
タ、カヒ参看)

アウダサツシヤウ毆打殺傷 (トウアウ。
サツシムザイを見よ)の二行を脱す

三二頁 下段 二十四行

アハモリ 泡盛は酒精の一種にて。琉球の産物なり。明治三十四年六
月十一日官報に。理學士乾環の泡盛酒醱酵菌に關する考あり。其の中に云へるあ
り。琉球泡盛の名を以て廣く世に知られたる沖繩縣下特産の酒精飲料品は。普通
の清酒原料に用ふる麴と異なる一種特異の黑色の麴を以て醸造する物にして。
其醸造の起原に關しては。正史の徵すへきなく。且つ口碑の傳ふるものなきを以
て。之を確知するに由なしと雖とも。琉球由来記中に左の一節あり。其濫觴。當國
洪武の初中華に通す。此時傳來し來りて之を製す。米粟稷麥を以て作之。月餘に
して成る。泡盛と曰ふ。此國の名酒也。入靈藏貯之。年數を経て氣味香云々。此に
よりに考ふるに。泡盛の醸造法は支那より傳來せる物にして。而かも遠く明の洪
武年間。即ち今を去ること五百有餘年前既に其業を始めたる者の如し。然れとも
該記録に載するところ果て信據すべきや否や明ならず。但し那覇區中の一部に
泉崎と稱する地あり。其地名の起原を説ける球陽と傳する書の遺老説傳によれ
ば。昔時は該地に於て泡盛の醸造を創めたるものを推知し得へきも。其説聊か附
會の嫌なき能はず。其記事左の如し。往昔の時。泉崎區素呼三宗部村云々。常酒
爲樂云々。恰如三泉湧云々。俗呼三泉酒。遂名其村泉酒。而後改三字泉崎。爾。而し
て現今の産地として。首里區を推すと雖とも。該地に於ける泡盛醸造の創始其
何の時にありしか。此れ亦記録の存する者あるを知らず。然れとも醸造家の口碑
によれば。百數十年前。該地方の二三箇村に於て自家用兼小賣のため。少許の醸
造をなせし者ありし。爾來幾星霜の後。時の藩廳其醸造を禁制せしことありし
を以て。一時其傳達を阻礙せしも。其間猶之れか密造を事とする者ありて。製造

三二頁 下段 十三行

アメリカ亞米利加條約、及貿易の下(タ
ワイカウを見よ)は(ペイコクを見よ)の誤
カミ。ウラナヒ。参看)の一項を脱す。

二八頁 下段 十行

イシカミ 石神。(サイノ
カミ。ウラナヒ。参看)の一項を脱す。

一七〇頁 上段 十行

イチノタニノエキ (ヤシマノエキを見よ)
の一項を脱す

一九〇頁 下段 十七行の末

(キツツツカヒ参看)を脱す。

一四九頁 上段 十五行

ダタイ云々の上に。サンパ。を脱す

一五三頁 上段 十六行

推て知るべし)の下に。(シヤウシ参看)を脱す。

一六六頁 下段 木版の下

一。二は上野國新田郡尾島町近傍。三は武藏國北豊
島郡四ヶ原の文字を脱す。

二〇五頁 上段 初行の末に

(ガ参看)を脱す。

二二頁 下段 五行

(オノウハイケム)ハ(ノウ)の誤
うたひけれとありの下に。(シラビヤウシ参看)を
脱す。

二二四頁 下段 二十五行

ウタチブツの前に。ウタザハブシ 歌澤
節。(ハウタを見よ)の一項を脱す。

三二四頁 下段 二行の末に

(ノチノツキ参看)を脱す。

三五二頁 下段 二十二行

(アイメ参看)の上に。サヘキヤ。を脱す。

三五二頁 下段 十一行

キウセイの上に。シカム。を脱す。

三五八頁 上段 二十一行

ありの下に。(アカエビス。井コモリ参看)を脱す。

正誤及補遺

正誤及補遺

正誤及補遺

- 三七四頁 上段 六行 **エムグミ**は三七〇頁上段の**エムクワイ**と順序前後せり。
- 三九〇頁 上段 十二行 **オシマ** 渡島(ホクカイタウを見よ)の一項を脱す。
- 三九一頁 下段 七行 **オトゴノツイタチ**の前に**オソバゴヨウ**と**ウオトリツギ** 御側御用御取次。(ソバヨウカニを見よ)の二項。
及オトコダテ 俠客。(ヤッコダテ参看)の一項を脱す。
- 四〇一頁 上段 十七行 挿むもありの下に。【常陸帶】ヒの部にあり。を脱す。
- 四二七頁 上段 二行 あやまり也の下に。(ミツギ。ハラヒ参看)を脱す。
- 五〇〇頁 下段 十六行 **オクリナ**の下に。井ムガウ。を脱す。
- 五三三頁 上段 十一行 【古樂】の括弧内に。新樂。を脱す。
- 六三二頁 下段 三十行 **カツシキ**の前に。**カツサ** 上總。(シモフサを見よ)の一項を脱す。
- 七二九頁 下段 二十行 **カウコウセキ**は五一六頁**カウタチ**の次に入るべき誤。
- 七三三頁 上段 十一行 出たるものなりの下に。(キチャウ。トバリ参看)を脱す。
- 八六九頁 上段 二十三行 **カヲク**の前に。**カレイヒ** 乾飯又ホシヒとも云ふ。(ホシロを見よ)の一項を脱す。
- 八九五頁 下段 五行 献れりの次に。(ミツギモノ参看)を脱す。
- 九四六頁 下段 二十七行 **キニチ**の前に。**キタミ** 北見。(ホクカイダウを見よ)の一項を脱す。
- 一〇五五頁 下段 九行 佐竹侯は。明石侯の誤り。
- 一〇六四頁 上段 三十行 思はるの下に。(ミダレバコ参看)を脱す。
- 一〇六六頁 下段 二十一行 **クズ**の前に。**クシロ** 釧路。(ホクカイダウを見よ)の一項を脱す。
- 一〇九三頁 上段 十七行 **クマノイ**の前に。**クビヒキ** 頸引。(イウギ

正誤及補遺

- 一一一七頁 下段 三十行 人民の如しの次に。内國人の外國勳章を受けたるは。明治九年六月五日。寺島宗則が露國のアンナ第一等勳章を受けたるを始とす。を脱す。
- 一二七頁 上段 七行 **クリ**ハ一二六**クリカラダニノエキ**の前に在るべき誤。
- 一四八頁 上段 二十一行 會計法は明治二十二年二月。法律第四號を以て發布せられ。翌二十三年四月一日より實施す。會計法は明治十四年四月之を定む。以後改定を経て十九年四月一日より。の誤り。
- 一四六八頁 上段 三行 **クワウシツテムバム**の前の一項を脱す。
クワウゴウ 皇后は天子の正妃なり。和語キサキ。ミメ。又オホキサキ。後に隋唐の文學輸入せられしより。后。妃。夫人。嬪等の區別を爲せり。後世は皇后と中宮の二等あり。然れども中宮は皇族にあらす。(ツマ。シヨクワンの部を参看すべし)。其の居る所を皇后宮。又秋の宮と云ふ。【皇后宮の職制】は女官の部にあり。上古は地神(大國主。大山祇。綿津見等の族)又は天孫人種の大官の女を后に立てたるが。藤原氏の朝には藤原氏の女のみ正后に立つの例なり。中宮以下は氏を稱し。又位を賜はれども。皇后には氏を稱せず。位を賜はらざる。とにて。皇后に立つ時は皇族となるなり。【立后式】皇室典範義解に云く。第六條皇后皇太子皇太孫を立つるときは詔書を以て之を公布す。解に云く。立后の事は神武天皇以來歴世の帝紀に載せたり。而して立后の詔は始めて聖武天皇紀に見ゆ。其の宣命に謂へるもあり。天下の政に於て獨知るべき物にあらす。必ずしも後の政あるべし。此は事立つに非ず。天に日月あるごと。地に山川あるごと。玆並坐して在るべしと云ふ事は。汝等王臣等明に見知れることなり云々。此の詔命は坤位册立の儀を表するに於て事理昭明。更に贅辭を須めざる者なり。本條に立后の大禮必ず詔書を以て公布することを定むるは。先王の典故を重んじ。且中古以來中宮准后の設あり。從て册立の儀を缺くことあるは將來に依るべき模範と爲すべからざることを明にするなり。同第十七條。天皇。太皇太后。皇太后。皇后の敬稱は陛下とす。解に云く。陛下は臣下より天子に敷奏するときの敬稱なり。本條に陛下の敬稱を以て。通して至尊に對するの稱謂とし。

而して敷奏陛見の辭に限らざるは。舊典を敷衍して之を内外に廣むるなり。大寶の令に。三后に上啓するは殿下と稱す。本條に皆陛下と稱ふるは。嫡后國母は至尊に齊匹し。至尊と俱に臣民の至隆なる敬禮を受くべければなり。但し君位は一ありて二なし。皇后は固より佗の皇族と均く人臣の列に居る。而して大寶の制と其の稱を殊にして。仍は其の實を同くすることゝ失はざるなりとあり。大寶令に三后に殿下を用ひたるも。其の遠逝には已に崩と稱し。且實際に於ても古來陛下と稱したること多し。【皇后攝政】皇室典範第二十條に云く。皇太子皇太孫在らざるは。又は未だ成年に達せざる時は。左の順序に依り攝政に任す。第一。親王及王。第二。皇后。第三。皇太后。第四。太皇太后。第五。内親王及女王。義解に云く。仲哀天皇崩し應神天皇胎中に在り。皇母神功皇后攝政す。是を皇后攝政の例とす。云々。本條皇后皇女に攝政の權を付與するは。蓋上古以來の慣例に習ひ。且つ攝政其の人を得るの道を廣くし。人臣に下及するの漸を杜がんとするなりとあり。【尊號】天皇位に即きたる時は。其の母を國母と云ふ。法體する時は女院と云ふ。後世は法體せざるも院號を稱せり。國母若し先皇の嫡后たるときは。之を皇太后と云ひ。一々尊號を上るの詔を發し。其の儀式を行ひしなり。後世別に此の儀式を行はずして即ち皇太后と稱したる例あり。又新皇が先皇の庶出なる時。又は儲嗣ならざりし皇族の即位したる時は。其の母たる人に皇太后の尊號を奉る。是は固より詔を發し式を具へて定むるなり。皇太后の生存中。別に新たに一の皇太后を生ずる時は。舊皇太后は太皇太后となる。是亦詔を以て定むるが正式なるべし。皇室典範第三十條の義解に云く。太皇太后。皇太后は。令義解に。謂天子祖母登后位者。爲太皇太后。謂天子母登后位者。爲皇太后。と云へり。云々とあり。而して典範には尊號を奉つるの條無れば。以後は天皇の嫡母は詔命を須ひずして直ちに皇太后となり。嫡祖后は直ちに太皇太后となる事なるべく。庶母の尊號の制は廢されしなるへし。【贈皇太后】天皇の庶母已に薨じたる後。天皇より追尊して皇太后を贈ることあり。光仁帝の位に即くや。父施基皇子を天皇と追號し。亡母椛姫を贈皇太后宮と追號す。是贈皇太后の始なるべし。以後先帝の妃。中宮。女御等にして。新帝即位の後。其の亡母たるの故を以て皇太后を贈れる例多し。諸書に贈皇后と云へる名目あれども。贈皇太后の誤と見えたり。

一七八頁 下段 八 行 佐々木高行は。山田顯義の誤り。

正誤及補遺

(下卷)

- 一二五五頁 下段 十九行 **クワムム**の前に。**クワムブツ** 灌佛。(ブツシヤウエを見よ)の一項を脱す。
- 一二九九頁 上段 二十六行 **ケウクワシヨ**の前に。**ケウカク** 俠客。(ダテ。ヤツコを見よ)の一項を脱す。
- 一三四二頁 上段 二十七行 御名缺畫の制を廢されば。御名其外缺畫に及ばざる旨を達せらるの誤り。
- 一三四九頁 下段 乙女の香字訓は訓の誤
- 一四一九頁 上段 二十行 **コツジキ**の前に。**ゴチニヨライ** 五智如來。大日。釋迦。彌陀。寶生。藥師の五如來を云ふ。越後直江津に五智と稱する地あり。同國の國分寺なり。寺に右五如來を安置せりの一項を脱す。
- 一四三二頁 下段 三 法制の上に。徳川氏の頃より。を脱す。
- 一四三三頁 上段 十 さての上に。(ヒノタメシ參看)を脱す。
- 一四四四頁 下段 七 行 とありの下に。(ミツイハヒ參看)を脱す。
- 一四五六頁 上段 十六行 **ココミ**の前に。**ゴヨウオトリツギ** 御用御取次。(ソバヨウニム參看)の一項を脱す。
- 一七頁 上段 三 行 東遊記の上に。歳時記栗艸に云。道祖神祭(十一月十六日)攝州天王寺領天王寺林にあり。祭る所猿田彦命なり。この日一村の童あつまりて。往來の人に錢を乞ひて祭禮の料とす。錢をあたへされば戯れに繩を以て往來を遮り留む。よりにこの事をしるもの商賈と云へども今日此所を通らす。但堺の魚荷飛脚は故ありて道路わづらひなしとぞ。を脱す。
- 九八頁 下段 二十行 是に至ての前(上使の條參看)の六字を脱す。
- 一二五頁 下段 三十行 **シキブシヤウ**の前に。**シキジ** 職事。(ヒ

正誤及補遺

正誤及補遺

二三二頁 下段 二十二行 ノカミを見よ)の一項を脱す。
二三二頁 下段 二十二行 ガクカウの條にありの下に。明治の制は官吏の條。採用昇級の項にあり。を脱す。

二三一頁 下段 二十三行 シヤジュツは。ヤナグヒの誤り。
二四二頁 下段 二十三行 の次に左の一項を脱す。

シタテヤ 仕立屋。裁縫工なり。ふるくより裁縫の事は縫殿又は裝束師等專任のものありしは明かなれど。日常の衣服を縫ふ爲に。今日の如き仕立屋と呼ぶもの起れるは徳川時代に至りての事なるべきか。西鶴二代女(貞享三年板)黒繪浮氣袖の條に「本郷六丁目の裏店(宿下りして露次口の柱に此奥に萬物縫仕立屋と張札をして(中畧)無用の女臈衆ばかりたづねよりて。當世衣裳の縫好み。いやながら受取りて。一丁三所に拵けて遣りしも無理なり」とあり。又同條に「十四五人の手代此物縫屋へ行く事を争ひける」とあれば「物縫屋」の稱もありならむ。又同條に「女も御物師と名を寄せて。彼方此方の御氣を取り。一日一歩に定め。針箱持たせてゆきながら。遂にそれはせずして。手を好く世を渡りけるは。これも尻に結ばぬ糸なるべし」とあり。「お針一に針妙」などの稱も古く。これ等皆な大家にありては。かく針箱もちて日雇に通ひしもありしと思はる。後世ますます發達して一方は仕立屋なる専門業となり。一方は女子の内職をかれ。少女子の稽古所となり。専門業としては。男子の手にするに至りしものならむ。今に地方には特に仕立屋なるものなきが多し。裝束。法衣は特別にその職あり。又女子教育の發達と共に。今日は裁縫學校なるもの起り。女學校には裁縫科あり。女子の專修するところとなれり。「洋服仕立屋」も今亦その數多し。東京にありては京橋區加賀町の大金が芝にて開業せしなど同業中の早きものゝ一なるべしといふ。

一六六頁 上段 二十行 變動ありの下に。(ノサキ參看)を脱す。

一六九頁 下段 十九行 ことゝなれりの下に。(大阪鹽問屋の事。問屋の條參看)を脱す。

一九三頁 上段 八 行 シムリムの一項は。二〇六頁二行シムリヤウの前に在るべきの誤り。

二〇六頁 下段 二十九行 るを云の下に。(ナイシムラウ參看)を脱す。
二二九頁 上段 六 行 シヤウダムの前に。シヤウキヤウ 上

正誤及補遺

二三九頁 上段 三十四行 卿。(ホノカミヲ見よ)の一項を脱す。
二二九頁 上段 三十四行 シヤウキウノラムの一項は二三九頁に在るべきの誤。

二二九頁 下段 二十七行 パイバイの下に。ミセダナ。を脱す。
二八二頁 上段 七 行 仰せよとありの下に。(弓の部及ヒキメの部參看)を脱す。

二八二頁 下段 八 行 賭射の下に。(參看)を脱す。
三五五頁 下段 二十八行 知るべしの下に。(ミス參看)を脱す。

三九〇頁 下段 七 行 文久三年より……新條約を締結すは。孝明天皇文久元年六月瑞西人横濱に來り貿易を請ふ。三年十二月二十八日瑞西の船品川に來り假條約を結んことを促す。之を許し。慶應元年五月十四日日本條約を結ぶ。三年三月改稅約書を交換す。「明治十二年六月十日。佛國駐劄特命全權公使鮫島尙信をして瑞西國公使を兼しむ。十三年十二月四日。特命全權公使鮫島尙信。任所佛國公使館に於て病に罹りて卒す。十五年十二月七日。佛國駐在特命全權公使峰須賀茂韶をして瑞西の公使を兼ねしむ。十九年五月一日。條約改正會議を外務省に開設す。瑞西國は其總領事ア、ウナルフをして該會に列せしむ。右會議七月十八日に至り。議事を重ねる二十七回。殆んと結了せんとするに當り。事故の爲會議を中止せり。二十九年十一月。條約改正に付き新條約を締結す。の誤り。

四二八頁 上段 二十四行 セキジフジシヤの前に。セキザイ 石材。(イシを見よ)の一項を脱す。

四五〇頁 下段 十七行 イムセツの下に。ドウバムを脱す。

五四三頁 上段 二十七行 といへりの下に。狸々大根一名二十日大根は。明治初年清國より輸入せり。(フロフキ參看)を脱す。

六〇九頁 上段 十 行 タウモロコシの前に。ダウミヤウジ 道

六一八頁 下段 十五行 明寺。(ホシヒ參看)の一項を脱す。
タクハツの前に。タクチ 宅地。(チシヨを見よ)の一項を脱す。

六二六頁 上段 二十六行 ものなしの下に。(井ムガリ參看)を脱す。

六二九頁 上段 一行 見えたりの下に。(フイゴマツリ參看)を脱す。

六六〇頁 上段 二十六行 猶の下に。フキタマ及ナツメを脱す。

六六〇頁 下段 十二行 マロの下に。テムアを脱す。

六七九頁 上段 一行 タモムの前に。タムボ 湯婆。(テムシヤクを見よ)の一項を脱す。

八二九頁 上段 十六行 テウセムの前に。テウセキニム 朝夕人。(ドウホウを見よ)の一項を脱す。

八八九頁 上段 二十三行 の末(モチ。クワシ參看)の七字を脱す。

同 二十九行 デムシムの項は。二十四行(テムシムシチダイ)の前に在るべきの誤。

九七六頁 上段 三十行 トカチ 十勝(ホクカイダウを見よ)の一項を脱す。

九七六頁 下段 一行 トキノカ子の前に。ドキウ 弩弓。(イシユミ。ユミを見よ)の一項を脱す。

九七六頁 下段 三行 又兜布は。又兜巾の誤り。

一〇一〇頁 下段 十九行 ありの下に。(ユミの部參看)を脱す。

一〇五〇頁 下段 一行 ナイベムの前に。ナイチザツキヨ 内地雜居。(クワイカウを見よ)の一項を脱す。

一〇七一頁 下段 一行 ナホシの前に。ナベマツリ 鍋祭。(ツクママツリを見よ)の一項を脱す。

一一〇三頁 下段 十五行 ニツボムイウセムクワイシヤの前に。ニツボムイチ 日本一。(テムカイチ參看)の一項を脱す。

一一二四頁 上段 二十五行 ニウウの前に。ニヨ井ム 女院。(井ムガリを見よ)の一項を脱す。

一一〇五頁 下段 二十行 バウシの前に。ハウサウ 庖瘡。(シユトウ。

一二〇七頁 下段 十四行 デムセムピヤウを見よ)の一項を脱す。

バウセキの前に。ハウセキ 寶石。(イシ。

タマを見よ)の一項を脱す。

一三〇六頁 下段 二十一行 ハムギの前に。バムカタ 番方。(サイバム

參看)の一項を脱す。

一四八八頁 上段 二十六行 ブラジルの前に。ブラココ 鞞鞞。(ユサハ

リを見よ)の一項を脱す。

マビゴ 迷兒。徳川氏の頃迷兒ある時は。江戸市中各四通八達之地に建

てたる石の柱あり。迷ひ子のしるべたづねる方。及び迷ひ子のしるべしちする方

の文字を其石の両面に彫る。之へ人相。年齢。着類など記して貼ることにて。其の

外に猶夜中静なる時を待ち。親類知人の者太鼓を叩き。迷子のく、某ヤイと呼

びて市中を求めしなり。明治以後警察の設あり。又新聞の便あるを以て此の柱は

自ら不用に屬するも。此の柱の始めて建てられし時は世人の大に便とせし所な

りきとぞ。(ステゴ。ユキダフレ參看)。當時小兒の帯には巾着を付け、五六歳迄

は猶之に迷兒札と云ふ物を添へたり。札は木又は真鍮にて楕圓形に作り、宿所

姓名及び生年月日を記せり。真鍮製の分には、豫て十二支の十二禽を鑄たる者

を製して、金物商の店にて賣りたり。

日本社會事彙下卷終

正誤及補遺

正誤及補遺

日本社會事彙の卷末に書す

指を屈すれば早や既に十有餘年を経たり、余が初めて日本開化小史を著述せんとせしに當り、日本書籍の續紛として混亂せるに因り、非常の困難を感せし事あり、余の目的は専ら社會の大勢と文運の發達とを尋ね、其大綱を記さんと欲するにありたれば、敢て殘篇遺籍を探り、世の逸事を拾ひ集めんとは思はずと雖も、適當の書籍なきが爲に、日々書籍館に於て數多の書を閱覽せざるべからざるとなり、餘り館員を勞するも氣の毒にて、終に空しく歸りしとも度々なりき、是に於て亦た感慨なき能はず、思へらく「若し我邦をして「ブリタニカ」英の百科全書の如きものあらしめば、吾人豈に此の如く勞せんや、此類の書にして成らざる以上は、世に名著述の出でんとを期すべからざる也」と、然れども敢て自ら其任に當らんとは期せざりき、其後經濟雜誌を發兌し、方今の事務を論議するに至りて、我邦社會事物の變遷を知るの要愈よ切なり、事物の變遷を知らずして、妄りに時務を論ず、天下之より大膽なるはなし、然りと雖も机に對し筆を執り、將に一論を吐かんとするに當り、舊時の沿革を知らざるの故を以て、俄に車を書籍館に驅り、之を探討するが如きは、事實に於てなすべからざるとなり、是に於て余は敢て寡聞を耻ぢず、陋劣を辭せず、我邦百科全書を創作するの任に當らんと決せり、否な百科全書なき以上は自ら操觚の任を盡す能はずと信せり、然れ共當時我社會の氣風は専ら泰西の事物を檢究するに偏し、日本の事實に至りては毫も顧みる者なし、是に於て我社は先づ豫約を以て、泰西政事類典の翻譯に着手するの至當なるを思ひ、明治十五年六月より之に着手し、十七年十月に至りて之れを完成するを得たり、因て更に進て、大日本人名辭書を編纂せんと欲し、同年十二月より之に着手し、十九年四月に至りて之を完成するを得たり、既に二書を完成せり、日本社會事彙を編纂せざるを得ず、故に社會の商况非常の不

振に陥りたるにも係らず、明治二十一年五月より之に着手し、本年に至り之を完成するを得たり、故に其歲月三年の久しきに涉り、而して豫約の數僅に九十名に過ぎず、蓋し世運の未だ到來せざるに當り、強ひて此の如き目的を遂げんと欲するもの大約此の如き困難を免れざるなり、然りと雖も我社の宿望茲に至りて全く遂ぐるを得たり、

斯書の編纂前二書に比すれば多くの歲月を要せしが如し、之れ分ちて數多の人に托する能はざるの事情あるに因て也、且つ夫れ我邦文學世界の有様たる社會の事迹を記せしものほど紛雜なるはなし、人の記傳の如きは稍と整理せる所あり、是を以て之を集めて文を爲すも、亦多勞を要せずと雖も、社會の事實に至りては之を蒐集すると既に至難にして、而して之を分類するとは又更に至難なり、况んや其諸項に對して一々意見を立つるに於てをや、然るに川上廣樹氏主裁の任に當り、終始一の如く、匪勉せられたるは、余の特に感謝せざるべからざる所なり、次て高橋兼氏贊助の功亦た豈に僅少ならんや、譬へば廢寺を修理するが如し、菩薩羅漢、木魚、摺鉢、雜然として堂中に散亂するに當り、之をして各々其處を得せしめ、其欠損を補綴し、其腐朽を修繕するの勞は、傍觀者の想像すべからざるものある也、然りと雖も此書を讀む者に於てこれに非難を下すとは、必ず容易なるべし、殊に引證する所の文章多く原書の儘にして、文牀の錯綜せるが如きは、讀者の喜ばざる所なるべし、是れ我社の故らに爲せし所なるを以て、一應辯せざるを得ず、夫れ妄りに舊記を改竄取捨し、之を綴るに新牀の文章を以てするは實に誤謬を傳ふるの基なり、彼の日本書紀か識者の信を得ざる所以のものは、専ら漢文の牀を用ひて舊記を文飾したるか爲めならずや、抑も事實は言辭に存す、故に余輩敢て妄りに之を改めざる也、今や泰西政事類典成り、大日本人名辭書成り、日本社會事彙成る、而して別に我文部省に百科全書眞生の百

科全書眞生にあり、ザ眞生の譯あり、故に泰西の政事及び經濟の事項を知んと欲する者は、宜しく

再版社會事彙の後に書す

一、初版の社會事彙は、一題目の下に種類の相似たる事物を混合記載し、又其の記事の順序も、或は編年となし、或は引用書の原文の儘記したれば、前後錯綜、其の全篇を讀過せざれば知らんと欲する問題を了知すること能はずとの非難あり、余も亦遺憾を感ずること久しかりき、故に今回は成るべく題目を細別して、五十韻の各部に分載し、参照すべき記事は、一々其の題目下に之が索引を付し、記事の順序も一題目の下に小題目を分ちて、類別に整理するの方針を採れり、故に初版に付しありし卷末の索引は、不必要と認めて之を除きたり、

一、初版の編輯方法は材料となるべき各種の書籍を蒐め、其の中に見當らざる事柄に付ては、別に之を取調べて編入するの手續をなさへりき、今回は成るべく社會萬般の事物を蒐集し、之が記事を各種の書籍に涉獵して、猶ほ其の得ざるものは、或は専門家に就て談話を聽き、或は編者の意を以て之を記入し、之と同時に初版の記事に遺漏ありし分は、之を増補したり、故に本版に於ける題目の數は、凡そ初版の十分三以上を増加したり

一、又法律制度に付ては、初版は現行法制の全文を掲けたるものありしが、今回は之を削り、却て其の起原沿革を委く記すの方針を採れり、蓋し明治時代の如き、法制の改廢頻繁なる時世にありては、その法文の全文を掲ぐるは徒勞に屬すること多ければなり、

一、右の如く増補改竄を加へたる結果、全般の上より、文字の數に於て無慮初版の三分一以上の記事を増加せり、

一、本書の再版に付き、専ら力を盡されたるは森貞二郎君にして、中程より岡野敬胤君來りて之を助け

られたり、其の外坪井理學博士、大野雲外の兩君は人類學上の記事に付き、材料を寄贈せられ、東儀季治君は音樂に關する材料を寄贈せられ、山本寛君は茶道に關する材料を寄贈せられ、海老名正君は基督教に關する材料を寄贈せられたり、其の勤勞容易の事に非ず、茲に記して謝意を表す

明治三十五年三月

田口卯吉

明治二十四年五月二十九日印刷
明治二十四年六月三日發行
明治三十五年四月一日再版印刷
明治三十五年四月四日再版發行

定價金八圓

著作權所有

發行者

東京市京橋區彌左衛門町七番地

合名社 經濟雜誌社

右代表者社員

東京市本郷區湯島新花町卅九番地

西島政之

印刷者

東京市京橋區西紺屋町廿六七番地

株式會社 秀英舍 青木弘

印刷所

東京市牛込區市ヶ谷加賀町一丁目十二番地

株式會社 秀英舍 第一工場